平成２４年（フ）第５７号
宮城県宮城郡利府町菅谷台１丁目29―５　阿部方、住民票上の住所宮城県牡鹿郡女川町尾浦字鯛ノ浜27番地
債務者　小松たみ子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花島　伸行
4　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
愛媛県今治市高市甲８番地８
債務者　眞鍋　　敬
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　真之
4　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第４１２号
群馬県多野郡神流町神ヶ原1240番地、住民票上の住所群馬県高崎市新町3059番地５
債務者　高橋　貞介
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田　悦郎
4　破産債権の届出期間　平成24年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１６号
兵庫県川西市栄根１丁目５番３号
債務者　小笠原　威
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第９号
北海道様似郡様似町港町１番地の２
債務者　高山　　昇
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉山　裕士
4　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第４号
北海道岩見沢市緑町５丁目16番５号　グッドウィルファーストＢ号室
債務者　納口美希子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成24年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１１号
奈良市四条大路１丁目５番23―303号
債務者　淡島　八郎
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪田　園子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３号
奈良市東九条町250番地の５
債務者　ＮＰ企画・奈良通信社・飯田尋士こと
飯田　　博
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和島美枝子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８７号
愛知県あま市上萱津薬師１番地
債務者　加藤　千明
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　桃子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６号
北九州市八幡西区春日台４丁目８番20号
債務者　後藤　悦夫
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　晶子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２３８号
茨城県龍ケ崎市佐貫３丁目19―１　ビラブリランテ205、住民票上の住所茨城県つくば市上大島902番地１
債務者　関　　徳男
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤しのぶ
4　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
名古屋市南区六条町４丁目79番地の６
債務者　大塚電気こと　大塚　政雄
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邉　裕喜
4　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７５号
愛知県豊川市御津町下佐脇宮本25番地２、住民票上の住所愛知県豊川市御津町御馬塩浜20番地１
債務者　渡辺　光哲
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　洋逸
4　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前10時35分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目33番１号　リヴェール前田101号
債務者　西方　　強
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福元　紳一
4　破産債権の届出期間　平成24年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係